

## 平成 24 年度 住宅市場技術基盤強化推進事業

### 住宅・建築物の先導的計画技術の開発及び技術基盤の強化に関する事業を行う 補助事業者の募集についての公示

平成 24 年 4 月 6 日

国土交通省住宅局長 川本 正一郎

平成 24 年度住宅市場技術強化推進事業のうち住宅・建築物の先導的計画技術の開発及び技術基盤の強化に関する事業を行う補助事業者の募集について公示する。

#### 1. 事業概要

##### 1) 事業名

住宅・建築物の先導的計画技術の開発及び技術基盤の強化に関する事業（住宅市場技術基盤強化推進事業）

##### 2) 事業目的

質の高い住宅ストック形成を推進するための長寿命化やリフォーム・既存住宅流通の促進等の住宅・建築行政上の諸課題に対応するため、民間事業者の知見・ノウハウを活用して、良質な住宅等が適正な価格で供給される市場環境整備のための先導的な技術開発等、技術的基盤の強化等に対して支援を行い、住宅等の生産、供給、管理等に係る市場基盤の形成を総合的に推進する。

##### 3) 事業内容

###### ①省エネ・省 CO2 技術に関する取組みの実施

- a. 省エネ・省 CO2 技術に関する先導的な計画技術の開発のための事業
- b. 省エネ・省 CO2 技術に関する技術基盤の強化のための事業

###### ②長期優良住宅に関する取組みの実施（長期優良住宅制度の運用等における技術基盤の強化のための事業）

###### ③応急仮設住宅の今後の建設のあり方に関する調査検討の実施

###### ④リフォーム・既存住宅流通、長期優良住宅等及び省 CO2 施策（住宅エコポイントなど）に関する消費者向け説明会を開催する者に対するサポート業務

#### 2. 公募期間

平成 24 年 4 月 6 日(金)10 時 00 分～平成 24 年 4 月 18 日(水)18 時 00 分

(必着)

### 3. 公募対象事業者の要件

次の1)～5)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- 1) 公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 2) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- 3) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- 4) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 5) その他、提案事業を的確に遂行するために、各事業内容に応じて、以下に掲げる選定基準に特に合致すること。

#### ①省エネ・省CO2技術に関する取組みの実施

- a. 省エネ・省CO2技術に関する先導的な計画技術の開発のための事業
  - 住宅・建築物の省エネ・省CO2技術に関する幅広い知識を有すること。
  - 調査研究テーマやテーマに係る分析手法に関し、専門的な知識を有すること。
- b. 省エネ・省CO2技術に関する技術基盤の強化のための事業
  - 住宅・建築物の省エネ・省CO2技術に関する幅広い知識を有すること。
  - 住宅・建築物の省エネ性能に係るデータ等を所有、又は収集することができること。
  - 住宅・建築物の省エネ性能等に関するシミュレーション、計算プログラムや評価ツールの開発及び検証にあたり、必要なノウハウを有すること。

#### ②長期優良住宅に関する取組みの実施(長期優良住宅制度の運用等における技術基盤の強化のための事業)

- 新築住宅に係る提案については、長期優良住宅に係る技術的審査・認定取得・維持保全に関する実績が過去にあること。
- リフォーム等に係る提案については、全国的に効率的に事業を行う能力を有すること。

#### ③応急仮設住宅の今後の建設のあり方に関する調査検討の実施

- 応急仮設住宅に係るデータ等を所有、又は収集することができること。

#### ④リフォーム・既存住宅流通、長期優良住宅等及び省CO2施策(住宅エコポイントなど)に関する消費者向け説明会を開催する者に対するサポート業務

- 全国的に効率的に事業を行う能力を有すること。

### 4. 公募対象事業

以下の①(aまたはb)、②、③、④のいずれかの取組みを含む事業を公

募対象とする。

①省エネ・省 CO2 技術に関する取組みの実施

- a. 省エネ・省 CO2 技術に関する先導的な計画技術の開発のための事業
- 例) ・住宅・建築物の省エネ・省 CO2 化や都市の低炭素化に資するエネルギーシステムの構築に資する民間の技術開発等に係るロードマップを作成
- ・健康維持増進・知的生産性等の省エネ・省 CO2 化に伴う間接的便益に関し、データの整備、評価指標の作成、設計手法の構築や妥当性の検証等の実施
- b. 省エネ・省 CO2 技術に関する技術基盤の強化のための事業
- 例) ・住宅・建築物の省エネ性能等に係るデータベースの整備や情報統合化、住宅・建築物の省エネ性能を簡易に評価するための計算プログラムシート等の開発、住宅・建築物の省エネ性能評価に関するサポート・審査体制の整備
- ・住宅・建築物や都市の環境品質に対し周辺環境に与える負荷や、建設・運用・解体・廃棄までのライフサイクルトータルの CO2 排出量等の総合的な環境性能の評価ツールの開発・普及
  - ・新たな省エネ技術や評価手法等の国内外への普及促進及び情報収集
  - ・住宅・建築物の一次エネルギー消費量による省エネ性能評価技術に関するマニュアル・パンフレットの作成及び全国的な講習会の企画・開催

②長期優良住宅に関する取組みの実施（長期優良住宅制度の運用等における技術基盤の強化のための事業）

- 例) ・共同住宅に対する制度普及（例：共同住宅の認定に係る技術基準の運用に係るガイドラインの検討整理）
- ・認定住宅の維持保全の徹底等の制度運用及び既存の住宅の認定制度の検討等に係る技術的基盤の整備（例：維持保全に係る技術的指針の普及、認定手続きの信頼性向上のための技術的検討、既存住宅に係る住宅性能表示制度等の関連制度の実態把握による課題抽出及び課題解決）
  - ・長寿命化リフォームの技術的検証（例：長寿命化リフォームの事例研究及びリフォーム技術の検討、技術的知見の普及ツールの作成及び提供）

③応急仮設住宅の今後の建設のあり方に関する調査検討の実施

- 例) ・東日本大震災を踏まえ、昨年度に国土交通省等で実施された応急

仮設住宅の建設に関する対応状況の報告会等を踏まえて抽出された課題の検証、解決策の提示等（例：応急仮設住宅の仕様等に関する技術的検証、データ整備（必要に応じて関係者へのヒアリング実施）及び標準仕様の提案等）

- ※1 本事業は、東日本大震災含め、今後応急仮設住宅を建設する事業者を公募対象とするものではない。
- ※2 応急仮設住宅の建設に関する施工技術等の技術開発は本事業の対象外とする。
- ※3 本事業は、応急仮設住宅の建設に係る課題の一部分のみの検証等を行う事業を対象とするものではなく、応急仮設住宅の供給のあり方まで含め、網羅的に検証等を行う事業を対象とする。

④リフォーム・既存住宅流通、長期優良住宅等及び省CO2施策（住宅エコポイントなど）に関する消費者等向け説明会を開催する者に対するサポート業務

- ・説明会の実施に当たり必要となる資料の作成、発送及び情報提供、説明会の開催日程の調整、説明会主催者との連絡調整、講師の手配など
- ・その他説明会の円滑な開催に必要なこと

- ※1 この補助事業は、説明会を開催する者を対象とするものではない。
- ※2 以下の要件を満たす説明会をサポート業務の対象とする。
  - ・サポート業務の対象となる講習会の実施回数：約60回（予定）
  - ・一定規模以上の動員を見込むことができる説明会であること
  - ・原則として参加費が無料の説明会であること
  - ・特定の者の営利活動のための説明会でないこと
- ※3 事業費の積算は以下に基づき行うものとする。
  - ・各都道府県庁所在地で1～2回講習会が開催されることとし、講師は東京から派遣されるものとして講師旅費の積算を行う。
  - ・講師謝金は積算に含めない。
  - ・講習会に参加する受講者は全体で6千人程度とし、A4版両面（カラー）で30枚程度のテキストを作成することとして印刷費・郵送費の積算を行う。

5. 補助金の額

「4. 公募対象事業」のうち、①a. については2分の1、それ以外については定額とする。

6. 公募要領の交付期間及び場所

(1) 交付期間

平成24年4月6日(金)16時00分～平成24年4月18日(水)18時00分

(2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3  
国土交通省住宅局住宅生産課

## 7. 応募書類の提出期限、場所及び方法

### (1) 提出期限

平成 24 年 4 月 18 日(水)18 時 00 分まで (必着)

### (2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3  
国土交通省住宅局住宅生産課

### (3) 方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。(提出期限必着)

### (4) 担当部局

国土交通省住宅局住宅生産課

- ・公募全般について : 橋口、松倉
- ・「4. 公募対象事業」のうち、①の事業について : 植村、木村
- ・「4. 公募対象事業」のうち、②の事業について : 追谷
- ・「4. 公募対象事業」のうち、③又は④の事業について : 橋口、松倉

電話 03-5253-8111(代) F A X 03-5253-1629

※応募に関する質問は、説明書に記載した方法(電話、F A X等)にて受け付けます。(来訪等による問い合わせには対応しません。)

## 8. 審査方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、選定基準の項目の評価の高い者を予算の範囲内で採択する。

## 9. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 7(4)に同じ。
- (3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用され

なかった提案書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。

(7) 詳細は説明書による。